

平成 21 年 12 月 4 日
競技力向上委員会

資格更新のための義務研修について

公認スポーツ指導者とは、公認スポーツ指導員、公認スポーツ上級指導員、公認コーチ、公認上級コーチを指す。

公認スポーツ指導者資格の資格有効期限は、公認スポーツ指導者登録規程により 4 年間と定められております。また、資格を更新するためには、資格登録後、資格有効期限が切れる 6 ヶ月前までに、資格更新の為の義務研修を 1 回以上受けることが義務づけられています。

公認スポーツ指導者資格の更新について（ボート）

「ボート競技の資格者は、(財) 日本体育協会および都道府県体育協会が開催する義務研修会または、(社) 日本ボート協会が義務研修として開催する講習会（認定講習会を含む）もしくはコーチングカンファレンスを、資格有効期限内に 1 回以上受講するか、講師または発表者として参画しなければなりません。」

資格の復活申請について

公認スポーツ指導者資格の有効期限は 4 年間となっており、有効期限内に手続きを行わない場合には、公認スポーツ指導者資格を失うこととなります。ただし、「資格失効者の資格復活基準」（別添参照）の要件を満たしている場合資格復活が認められます。

公認スポーツ指導者資格復活の手続きの流れ

- ① 指導者が当協会に復活申請をおこなう
必要書類：復活申請書・義務研修参加証明書の写し
復活審査料：5,000 円
※各期の申請書類提出の締切り
10 月 1 日付登録で復活する場合：4 月下旬
4 月 1 日付登録で復活する場合：前年の 10 月下旬
- ② 当協会から日本体育協会に復活申請をおこなう
- ③ 日本体育協会にて審査
- ④ 審査結果回答 当協会から本人に通知
- ⑤ 日本体育協会から指導者に登録申請手続き書類を送付
- ⑥ 手続き完了・資格復活

※復活申請をおこなう場合は、当協会までご連絡ください。

社団法人 日本ボート協会

TEL：03-3481-2326 FAX：03-3481-2327

E-mail：fukyu@jara.or.jp

別紙

公認スポーツ指導者資格復活にかかる基準<内規>

この「公認スポーツ指導者資格復活にかかる基準」（以下「復活基準」という。）は、財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）公認スポーツ指導者登録規程（以下「登録規程」という。）に基づき、公認スポーツ指導者資格失効者の資格復活及び養成講習会修了者のうち未登録者の資格登録申請に関することについて定める。

資格復活を行う際は、本会加盟団体（準加盟、協力団体等を含む）を通して申請するものとする。

<資格失効者の資格復活基準>

第1条 資格の復活について、次の条件を全て満たす者について認める。

- 1) 資格有効期限を過ぎて4年以内（スポーツトレーナー1級、2級は2年以内）の者であること。
- 2) 本会（都道府県体育協会が実施する研修会を含む）及び当該中央競技団体の定める研修を受けている者。あるいは、それに相当する研修を受けている者。
- 3) 資格復活申請を行う団体が今後の活動において、その指導者を特に必要と認める者であること。
- 4) 資格有効期限が切れた後も指導活動を継続しており、指導者として引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること。

第2条 資格の復活について、次の条件に該当する者は、資格の復活は認めない。

- 1) 指導者本人の意志により資格を放棄した者。
- 2) 登録規程第6条により資格を取り消された者。
- 3) 過去に資格復活申請を行ったことがある者。

第3条 資格有効期限を過ぎて4年以上（スポーツトレーナー1級、2級は2年以内）経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。

- 1) 長期にわたり海外に滞在していた場合。
- 2) 長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合。
- 3) その他本会が特に認めた場合。

第4条 資格復活に際し、審査料として5,000円を徴収する。

但し、有効期限切れ後1年以内の者は徴収しない。